

鹿屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校学則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「所定の」を削り、「別記第2号様式又は別記第2号の2様式」を「鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）に規定する様式の例による。」に改める。

第19条第1項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。

別記第2号様式及び別記第2号の2様式を削り、別記第3号様式中「保証人 氏

名 印」を「保証人 氏 名 印（自筆の場合、押印不要）」に、

「

ふりがな 氏 名		性別		年 月 日生
-------------	--	----	--	--------

」を

「

ふりがな 氏 名		年 月 日生
-------------	--	--------

」に改め、

同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。